

<資料編>

<資料1>

千葉県における刑法犯認知件数の推移

【単位：件】

年 自治体名	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数	80,802	77,904	68,026	61,656	57,277	52,924	46,698	41,793	34,685	32,638
千葉市	14,709	14,255	12,321	11,476	10,254	9,532	8,391	7,268	6,075	5,829
中央区	4,711	4,442	4,085	3,793	3,471	3,210	2816	2350	1,965	1,961
花見川区	2,030	2,042	1,584	1,532	1,361	1,227	1166	985	826	758
稲毛区	2,331	2,255	1,847	1,928	1,603	1,521	1367	1330	1,136	1,019
若葉区	2,244	2,110	1,807	1,593	1,538	1,409	1197	994	882	778
緑区	1,526	1,430	1,276	1,047	822	816	691	533	461	478
美浜区	1,867	1,976	1,722	1,583	1,459	1,349	1154	1076	805	835
銚子市	742	669	658	544	516	452	345	338	296	259
市川市	5,872	5,525	5,246	4,893	4,212	3,823	3400	3378	2,558	2,607
船橋市	7,535	6,408	6,074	6,022	5,841	4,865	4722	4628	3,505	3,040
館山市	457	525	384	421	432	403	256	252	254	204
木更津市	1,841	2,014	1,719	1,618	1,352	1,471	1150	971	742	772
松戸市	6,435	5,996	5,362	4,792	5,107	4,353	3733	3411	2,733	2,645
野田市	2,073	2,157	1,835	1,575	1,226	1,253	1107	1074	941	872
茂原市	1,143	1,291	1,053	1,131	1,038	803	673	489	502	379
成田市	1,804	1,780	1,858	1,523	1,495	1,418	1251	1008	784	617
佐倉市	1,631	1,501	1,370	1,312	1,086	1,040	905	979	812	727
東金市	1,151	1,195	870	800	700	611	514	403	339	368
旭市	735	689	663	522	487	476	476	404	391	327
習志野市	2,468	2,391	1,928	1,826	1,682	1,538	1499	1304	1,036	973
柏市	5,250	5,197	4,101	3,618	3,802	3,647	3200	2712	2,237	2,295
勝浦市	212	234	185	207	146	154	100	103	85	97
市原市	3,903	3,783	3,111	2,644	2,424	2,448	2104	1730	1,627	1,607
流山市	1,859	1,715	1,447	1,345	1,334	1,192	1164	1039	985	778
八千代市	2,810	2,615	1,971	1,931	1,853	1,559	1507	1381	1,019	1,056
我孫子市	1,260	1,255	974	864	958	888	810	744	590	512

年 自治体名	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
鴨川市	431	367	359	301	278	229	208	146	135	140
鎌ヶ谷市	1,314	1,399	1,214	1,089	970	759	827	716	592	577
君津市	1,044	1,034	910	705	603	744	503	480	453	381
富津市	487	452	524	430	391	404	299	287	211	135
浦安市	2,688	2,456	2,332	1,942	1,651	1,702	1,473	1,299	983	844
四街道市	1,047	938	814	680	771	786	683	541	455	476
袖ヶ浦市	660	686	572	544	462	481	341	346	243	240
八街市	1,104	1,241	1,031	799	682	613	473	416	369	367
印西市	1,118	1,164	951	781	719	756	623	575	567	513
白井市	765	811	685	440	406	386	356	348	313	283
富里市	511	524	499	479	416	359	368	255	291	214
南房総市	248	286	247	218	187	215	174	108	138	108
匝瑳市	357	361	285	248	322	255	176	169	201	187
香取市	766	729	775	613	538	570	454	446	333	247
山武市	709	730	564	538	462	433	393	363	281	243
いすみ市	306	365	412	275	310	244	212	242	241	216
大網白里市	618	574	471	448	354	287	222	212	163	208
酒々井町	316	328	266	261	219	190	168	170	130	116
栄町	146	132	121	110	119	169	89	59	70	79
神崎町	69	64	71	32	41	29	30	38	24	26
多古町	125	131	109	112	92	97	80	60	50	50
東庄町	93	117	116	101	112	80	71	62	47	37
九十九里町	283	279	190	156	115	130	105	80	64	72
芝山町	81	84	83	76	78	87	67	56	48	35
横芝光町	324	274	184	244	170	193	145	134	138	102
一宮町	195	193	140	135	118	106	83	46	57	47
睦沢町	52	64	51	49	24	38	33	33	35	16
長生村	171	184	147	145	105	93	81	65	79	48
白子町	178	139	122	150	100	74	96	49	51	46
長柄町	96	96	122	72	58	76	94	36	47	38
長南町	61	89	93	55	68	79	90	43	56	34
大多喜町	98	95	92	76	89	83	65	45	40	34
御宿町	84	60	55	39	39	48	32	31	35	27
鋸南町	51	65	61	53	29	51	41	22	22	24
県外	312	192	220	194	234	202	235	195	210	464
県内	4	6	8	2	0	0	1	4	2	0

(令和元年の欄に平成31年4月末まで計上)

<資料2>

我孫子市における刑法犯認知件数の推移

【単位:件】

罪種・手口		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
凶悪犯	殺人	1	0	0	2	0	1	0	0	1	2	
	強盗	6	3	2	3	3	1	2	1	2	0	
		うち路上強盗	(1)	(1)	(0)	(1)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)
	放火	1	2	0	1	1	0	2	0	0	2	
	強かん	3	4	2	3	1	1	2	0	0	0	
粗暴犯	凶器準備集合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	暴行	25	22	22	17	16	8	23	20	12	8	
	傷害	25	25	22	11	14	24	14	20	20	11	
	脅迫	1	5	2	2	3	5	7	3	1	2	
	恐喝	4	4	0	6	0	2	0	0	0	1	
窃盗犯	侵入盗	空き巣	74	65	25	52	47	34	22	36	24	16
		忍込み	58	32	20	9	11	12	6	11	5	8
		事務所荒し	6	8	6	2	7	8	1	5	4	1
		出店荒し	10	24	24	9	8	11	11	8	12	2
		その他侵入盗	31	41	21	21	25	16	36	57	25	14
	非侵入盗	自動車盗	49	63	36	17	49	46	26	32	14	12
		オートバイ盗	58	29	59	67	20	13	19	7	15	13
		自転車盗	274	293	233	202	250	218	185	158	117	85
		車上ねらい	86	105	81	50	71	83	57	41	36	40
		ひったくり	12	10	0	4	2	1	4	1	7	1
		部品ねらい	30	31	26	13	15	23	20	19	18	31
		自販機ねらい	29	15	8	5	26	14	2	1	3	6
		その他	246	249	233	206	204	192	202	190	150	139
	知能犯	詐欺	28	34	31	32	36	35	44	34	26	35
横領		1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	
その他知能犯		1	1	3	1	1	0	0	0	0	0	
風俗犯	賭博	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	わいせつ	8	22	5	20	12	14	10	4	4	6	
その他 刑法犯	住居侵入	28	38	26	25	25	14	10	17	10	12	
	占有離脱物横領	52	20	20	12	14	19	23	14	14	6	
	その他	113	110	67	72	97	93	81	65	68	59	
総数		1,260	1,255	974	864	958	888	810	744	590	512	

(令和元年の欄に平成31年4月末まで計上)

刑法犯認知件数及び交通事故発生件数調査結果

<調査対象> 人口10万人～20万人、かつ人口密度1,000人～6,000人/km²の自治体

<総合順位> 人口千人あたりの前年の刑法犯認知件数と交通(人身)事故発生件数を算出し、合算して順位づけ

○平成29年度 調査結果(平成28年データ)

自治体名	刑法犯認知件数	千人あたりの件数	犯罪順位	交通事故発生件数	千人あたりの件数	交通事故順位	人口	総合件数	総合順位
奈良県 生駒市	554	4.581	3	230	1.902	1	120,925	6.483	1
神奈川県 秦野市	761	4.568	2	406	2.437	5	166,577	7.005	2
神奈川県 鎌倉市	711	4.127	1	584	3.390	23	172,279	7.517	3
沖縄県 うるま市	572	4.662	4	370	3.016	17	122,692	7.678	4
神奈川県 伊勢原市	536	5.350	5	296	2.954	16	100,187	8.304	5
鳥取県 米子市	957	6.405	15	300	2.008	2	149,407	8.413	6
千葉県 佐倉市	1,086	6.144	14	481	2.721	8	176,744	8.865	7
京都府 宇治市	1,105	5.857	8	575	3.048	18	188,674	8.905	8
岐阜県 可児市	611	6.020	10	315	3.103	20	101,500	9.123	9
東京都 青梅市	872	6.412	16	379	2.787	12	135,986	9.199	10
沖縄県 沖縄市	764	5.395	6	539	3.806	30	141,612	9.201	11
岐阜県 多治見市	691	6.128	13	360	3.192	21	112,767	9.320	12
千葉県 我孫子市	958	7.224	24	294	2.217	3	132,619	9.441	13
茨城県 取手市	770	7.102	23	275	2.537	6	108,416	9.639	14
埼玉県 鴻巣市	831	6.981	22	330	2.772	11	119,041	9.753	15
茨城県 古河市	1,004	6.953	20	443	3.068	19	144,406	10.021	16
千葉県 流山市	1,334	7.385	26	525	2.906	14	180,637	10.291	17
大阪府 箕面市	926	6.770	19	488	3.568	27	136,784	10.338	18
愛知県 西尾市	1,044	6.098	12	737	4.305	38	171,210	10.403	19
千葉県 野田市	1,226	7.907	33	422	2.722	9	155,050	10.629	20
三重県 桑名市	1,209	8.450	38	363	2.537	6	143,080	10.987	21
神奈川県 海老名市	1,055	8.073	34	381	2.915	15	130,688	10.988	22
愛知県 瀬戸市	877	6.725	17	580	4.448	40	130,403	11.173	23
埼玉県 富士見市	926	8.388	37	316	2.862	13	110,398	11.250	24
神奈川県 小田原市	1,429	7.373	25	759	3.916	32	193,803	11.289	25
千葉県 鎌ヶ谷市	970	8.860	44	299	2.731	10	109,480	11.591	26
埼玉県 深谷市	1,126	7.777	32	572	3.951	34	144,791	11.728	27
千葉県 八千代市	1,853	9.457	48	474	2.419	4	195,933	11.876	28
愛知県 半田市	828	6.963	21	594	4.995	46	118,919	11.958	29
沖縄県 浦添市	774	6.769	18	603	5.274	47	114,337	12.043	30
兵庫県 川西市	1,215	7.610	30	718	4.497	42	159,668	12.107	31
埼玉県 入間市	1,328	8.905	46	491	3.293	22	149,124	12.198	32
愛知県 東海市	881	7.710	31	514	4.498	43	114,274	12.208	33
茨城県 ひたちなか市	1,335	8.365	36	669	4.192	36	159,590	12.557	34
岐阜県 各務原市	1,349	9.078	47	583	3.923	33	148,593	13.001	35
静岡県 三島市	679	6.095	11	771	6.920	57	111,410	13.015	36
福岡県 大野城市	741	7.403	27	564	5.634	50	100,101	13.037	37
埼玉県 狭山市	1,459	9.533	51	538	3.515	26	153,054	13.048	38
奈良県 橿原市	1,176	9.515	49	443	3.584	28	123,589	13.099	39
大阪府 池田市	906	8.792	42	452	4.386	39	103,052	13.178	40
埼玉県 熊谷市	1,695	8.488	40	952	4.767	45	199,705	13.255	41
埼玉県 坂戸市	1,000	9.849	54	351	3.457	24	101,531	13.306	42
大阪府 富田林市	1,012	8.881	45	514	4.511	44	113,952	13.392	43

自治体名	刑法犯 認知 件数	千人あた りの件数	犯罪 順位	交通事 故発生 件数	千人あた りの件数	交通 事故 順位	人口	総合 件数	総合 順位
静岡県 焼津市	793	5.611	7	1,108	7.839	60	141,338	13.450	44
愛知県 稲沢市	1,322	9.586	52	535	3.880	31	137,904	13.466	45
大阪府 和泉市	1,777	9.515	49	756	4.048	35	186,765	13.563	46
福岡県 筑紫野市	781	7.559	29	636	6.156	55	103,321	13.715	47
愛知県 江南市	819	8.104	35	581	5.749	53	101,058	13.853	48
愛知県 安城市	1,595	8.537	41	999	5.347	48	186,837	13.884	49
埼玉県 久喜市	1,486	9.634	53	658	4.266	37	154,241	13.900	50
大阪府 羽曳野市	1,207	10.650	56	420	3.706	29	113,332	14.356	51
愛知県 豊川市	1,356	7.407	28	1,284	7.014	58	183,074	14.421	52
福岡県 大牟田市	1,000	8.476	39	734	6.222	56	117,977	14.698	53
静岡県 磐田市	1,007	5.909	9	1,500	8.802	61	170,419	14.711	54
愛知県 刈谷市	1,323	8.811	43	887	5.907	54	150,155	14.718	55
埼玉県 三郷市	1,592	11.440	58	485	3.485	25	139,164	14.925	56
滋賀県 草津市	1,404	10.665	57	588	4.467	41	131,645	15.132	57
愛知県 小牧市	1,767	11.514	59	832	5.421	49	153,471	16.935	58
大阪府 岸和田市	2,341	11.822	60	1,129	5.702	52	198,017	17.524	59
静岡県 沼津市	2,016	10.130	55	1,894	9.517	62	199,006	19.647	60
茨城県 土浦市	2,003	13.951	62	818	5.698	51	143,570	19.649	61
大阪府 泉佐野市	1,304	12.935	61	767	7.608	59	100,813	20.543	62
三重県 鈴鹿市 ※	2,055	10.249		684	3.411		200,512	13.660	

※参考値 人口200,000人以上により

○平成30年度 調査結果(平成29年データ)

自治体名	刑法犯 認知 件数	千人あた りの件数	犯罪 順位	交通事 故発生 件数	千人あた りの件数	交通 事故 順位	人口	総合 件数	総合 順位
奈良県 生駒市	560	4.644	2	236	1.957	1	120,596	6.601	1
神奈川県 秦野市	844	5.082	6	421	2.535	7	166,064	7.617	2
京都府 宇治市	925	4.923	4	533	2.837	14	187,901	7.760	3
神奈川県 伊勢原市	513	5.104	7	284	2.825	13	100,518	7.929	4
神奈川県 鎌倉市	710	4.125	1	657	3.817	34	172,129	7.942	5
沖縄県 うるま市	631	5.120	8	354	2.873	16	123,234	7.993	6
鳥取県 米子市	868	5.829	14	329	2.209	3	148,910	8.038	7
東京都 青梅市	758	5.605	10	393	2.906	17	135,248	8.511	8
大阪府 箕面市	819	5.935	16	372	2.696	11	137,987	8.631	9
沖縄県 沖縄市	706	4.980	5	538	3.795	33	141,775	8.775	10
千葉県 我孫子市	888	6.708	27	280	2.115	2	132,388	8.823	11
千葉県 佐倉市	1,040	5.899	15	526	2.984	22	176,291	8.883	12
岐阜県 多治見市	671	6.002	18	327	2.925	19	111,793	8.927	13
茨城県 取手市	694	6.428	22	273	2.529	6	107,963	8.957	14
愛知県 西尾市	834	4.852	3	709	4.125	39	171,880	8.977	15
千葉県 流山市	1,192	6.427	21	498	2.685	10	185,460	9.112	16
千葉県 鎌ヶ谷市	759	6.905	28	255	2.320	4	109,919	9.225	17
埼玉県 鴻巣市	777	6.528	23	328	2.756	12	119,029	9.284	18
三重県 桑名市	952	6.667	25	378	2.647	9	142,791	9.314	19
茨城県 古河市	959	6.638	24	421	2.914	18	144,480	9.552	20
愛知県 瀬戸市	754	5.798	13	498	3.829	35	130,046	9.627	21
岐阜県 可児市	679	6.686	26	302	2.974	21	101,556	9.660	22
千葉県 八千代市	1,559	7.887	36	484	2.449	5	197,672	10.336	23
千葉県 野田市	1,253	8.095	40	443	2.862	15	154,784	10.957	24
大阪府 池田市	810	7.822	34	334	3.225	24	103,556	11.047	25
沖縄県 浦添市	652	5.701	11	612	5.351	52	114,372	11.052	26
神奈川県 海老名市	1,099	8.339	45	391	2.967	20	131,789	11.306	27
愛知県 東海市	809	7.070	30	488	4.265	40	114,420	11.335	28
埼玉県 入間市	1,195	8.035	39	492	3.308	26	148,723	11.343	29
愛知県 半田市	758	6.352	20	596	4.995	49	119,325	11.347	30
埼玉県 坂戸市	824	8.131	41	349	3.444	29	101,338	11.575	31
埼玉県 富士見市	1,002	9.036	52	289	2.606	8	110,886	11.642	32
兵庫県 川西市	1,173	7.383	32	695	4.375	43	158,873	11.758	33
神奈川県 小田原市	1,527	7.948	37	739	3.847	36	192,116	11.795	34
埼玉県 久喜市	1,204	7.812	33	630	4.088	38	154,116	11.900	35
埼玉県 狭山市	1,296	8.499	50	525	3.443	28	152,487	11.942	36
大阪府 羽曳野市	935	8.295	44	415	3.682	30	112,719	11.977	37
大阪府 和泉市	1,555	8.353	46	701	3.766	31	186,156	12.119	38
岐阜県 各務原市	1,351	9.127	53	450	3.040	23	148,017	12.167	39
愛知県 豊川市	1,108	5.957	17	1,164	6.258	56	186,009	12.215	40
福岡県 大野城市	702	6.985	29	563	5.602	54	100,502	12.587	41

自治体名	刑法犯 認知 件数	千人あた りの件数	犯罪 順位	交通事 故発生 件数	千人あた りの件数	交通 事故 順位	人口	総合 件数	総合 順位
大阪府 富田林市	902	7.987	38	523	4.631	45	112,931	12.618	42
埼玉県 深谷市	1,209	8.374	47	635	4.398	44	144,375	12.772	43
埼玉県 熊谷市	1,679	8.445	49	863	4.341	42	198,824	12.786	44
愛知県 安城市	1,477	7.853	35	937	4.982	48	188,071	12.835	45
静岡県 三島市	687	6.190	19	738	6.650	58	110,977	12.840	46
滋賀県 草津市	1,246	9.377	54	501	3.770	32	132,885	13.147	47
静岡県 焼津市	753	5.359	9	1,118	7.956	60	140,516	13.315	48
愛知県 稲沢市	1,383	10.063	56	448	3.260	25	137,432	13.323	49
奈良県 橿原市	1,173	9.541	55	498	4.051	37	122,945	13.592	50
愛知県 江南市	888	8.802	51	491	4.867	46	100,881	13.669	51
福岡県 大牟田市	953	8.177	42	647	5.551	53	116,552	13.728	52
愛知県 刈谷市	1,237	8.201	43	851	5.642	55	150,831	13.843	53
福岡県 筑紫野市	755	7.278	31	684	6.594	57	103,738	13.872	54
静岡県 磐田市	980	5.757	12	1,487	8.735	61	170,234	14.492	55
茨城県 ひたちなか市	1,816	11.380	58	548	3.434	27	159,574	14.814	56
埼玉県 三郷市	1,596	11.392	59	603	4.304	41	140,100	15.696	57
愛知県 小牧市	1,672	10.921	57	755	4.932	47	153,096	15.853	58
茨城県 土浦市	1,720	12.026	60	717	5.013	50	143,024	17.039	59
大阪府 岸和田市	2,380	12.089	61	1,022	5.191	51	196,871	17.280	60
静岡県 沼津市	1,663	8.427	48	1,801	9.126	62	197,349	17.553	61
大阪府 泉佐野市	1,235	12.259	62	693	6.879	59	100,739	19.138	62
三重県 鈴鹿市 ※	2,021	10.046		613	3.047		201,172	13.093	

※参考値 人口200,000人以上により

○令和元年度 調査結果(平成30年データ)

自治体名	刑法犯 認知 件数	千人あた りの件数	犯罪 順位	交通事 故発生 件数	千人あた りの件数	交通 事故 順位	人口	総合 件数	総合 順位
奈良県 生駒市	473	3.937	1	233	1.940	2	120,132	5.877	1
鳥取県 米子市	640	4.309	5	298	2.006	3	148,524	6.315	2
京都府 宇治市	849	4.537	7	392	2.095	4	187,138	6.632	3
神奈川県 鎌倉市	809	4.587	8	375	2.126	5	176,369	6.713	4
沖縄県 うるま市	602	4.856	10	275	2.218	8	123,976	7.074	5
神奈川県 秦野市	729	4.510	6	421	2.605	20	161,628	7.115	6
岐阜県 多治見市	554	4.987	12	252	2.268	11	111,090	7.255	7
沖縄県 沖縄市	605	4.254	4	452	3.178	31	142,217	7.432	8
茨城県 取手市	550	5.117	14	257	2.391	18	107,489	7.508	9
千葉県 佐倉市	905	5.147	15	416	2.366	15	175,833	7.513	10
岐阜県 可児市	534	5.226	16	243	2.378	17	102,175	7.604	11
沖縄県 浦添市	479	4.182	3	420	3.667	35	114,531	7.849	12
大阪府 箕面市	759	5.485	20	328	2.370	16	138,368	7.855	13
兵庫県 川西市	1,046	6.620	33	202	1.278	1	158,003	7.898	14
愛知県 瀬戸市	528	4.069	2	535	4.123	43	129,754	8.192	15
神奈川県 伊勢原市	542	5.378	18	290	2.878	28	100,777	8.256	16
三重県 桑名市	847	5.946	24	331	2.324	13	142,457	8.270	17
千葉県 我孫子市	810	6.126	28	285	2.156	6	132,216	8.282	18
千葉県 流山市	1,164	6.109	27	519	2.724	24	190,534	8.833	19
埼玉県 鴻巣市	703	5.920	23	353	2.973	29	118,745	8.893	20
東京都 青梅市	791	5.899	22	402	2.998	30	134,086	8.897	21
愛知県 西尾市	855	4.963	11	702	4.075	42	172,278	9.038	22
神奈川県 海老名市	859	6.449	31	362	2.718	23	133,199	9.167	23
愛知県 稲沢市	817	5.961	25	452	3.298	32	137,069	9.259	24
大阪府 池田市	719	6.936	38	244	2.354	14	103,655	9.290	25
茨城県 古河市	993	6.911	37	369	2.568	19	143,693	9.479	26
埼玉県 入間市	997	6.716	34	419	2.823	27	148,442	9.539	27
千葉県 八千代市	1,507	7.578	47	432	2.172	7	198,858	9.750	28
千葉県 鎌ヶ谷市	827	7.520	45	248	2.255	9	109,972	9.775	29
岐阜県 各務原市	1,121	7.563	46	336	2.267	10	148,225	9.830	30
千葉県 野田市	1,107	7.155	41	418	2.702	22	154,727	9.857	31
埼玉県 富士見市	851	7.655	48	253	2.276	12	111,167	9.931	32
埼玉県 狭山市	1,120	7.385	43	418	2.756	25	151,661	10.141	33
大阪府 羽曳野市	715	6.386	29	442	3.948	40	111,955	10.334	34
茨城県 ひたちなか市	1,115	7.001	39	546	3.428	33	159,259	10.429	35
神奈川県 小田原市	1,160	6.056	26	853	4.453	49	191,557	10.509	36
埼玉県 深谷市	971	6.758	35	550	3.828	38	143,675	10.586	37
愛知県 豊川市	942	5.052	13	1,035	5.551	55	186,454	10.603	38
福岡県 大野城市	554	5.489	21	539	5.340	53	100,933	10.829	39
滋賀県 草津市	1,109	8.278	50	349	2.605	20	133,975	10.883	40
静岡県 三島市	595	5.392	19	642	5.818	58	110,352	11.210	41

自治体名	刑法犯 認知 件数	千人あた りの件数	犯罪 順位	交通事 故発生 件数	千人あた りの件数	交通 事故 順位	人口	総合 件数	総合 順位
大阪府 和泉市	1,464	7.868	49	647	3.477	34	186,060	11.345	42
大阪府 富田林市	798	7.131	40	473	4.227	46	111,898	11.358	43
埼玉県 熊谷市	1,457	7.369	42	816	4.127	44	197,731	11.496	44
福岡県 大牟田市	741	6.426	30	618	5.359	54	115,310	11.785	45
埼玉県 坂戸市	911	9.000	54	285	2.815	26	101,226	11.815	46
埼玉県 久喜市	1,287	8.373	51	575	3.741	36	153,709	12.114	47
福岡県 筑紫野市	678	6.528	32	601	5.787	57	103,853	12.315	48
奈良県 橿原市	1,048	8.573	52	459	3.755	37	122,242	12.328	49
静岡県 焼津市	671	4.797	9	1,058	7.564	60	139,876	12.361	50
愛知県 刈谷市	1,030	6.786	36	854	5.627	56	151,778	12.413	51
静岡県 磐田市	912	5.364	17	1,396	8.210	61	170,038	13.574	52
愛知県 小牧市	1,374	8.982	53	758	4.955	52	152,971	13.937	53
埼玉県 三郷市	1,446	10.196	57	569	4.012	41	141,827	14.208	54
愛知県 安城市	1,885	9.965	56	841	4.446	48	189,157	14.411	55
愛知県 東海市	1,264	10.996	60	442	3.845	39	114,955	14.841	56
大阪府 岸和田市	1,946	9.962	55	966	4.945	51	195,350	14.907	57
茨城県 土浦市	1,551	10.857	59	605	4.235	47	142,862	15.092	58
静岡県 沼津市	1,453	7.414	44	1,644	8.388	62	195,986	15.802	59
大阪府 泉佐野市	1,045	10.377	58	616	6.117	59	100,702	16.494	60
愛知県 江南市	1,239	12.311	61	422	4.193	45	100,639	16.504	61
愛知県 半田市	1,566	13.061	62	558	4.654	50	119,897	17.715	62
三重県 鈴鹿市 ※※	1,556	7.765		586	2.924		200,388	10.689	

※人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成31年1月1日現在)」を

※※参考値 人口200,000人以上により

○令和2年度 調査結果(令和元年データ)

自治体名	刑法犯 認知 件数	千人あた りの件数	犯罪 順位	交通事 故発生 件数	千人あた りの件数	交通 事故 順位	人口	総合 件数	総合 順位
奈良県 生駒市	382	3.197	1	193	1.615	1	119,483	4.812	1
沖縄県 うるま市	467	3.752	3	241	1.936	7	124,457	5.688	2
京都府 宇治市	736	3.960	7	357	1.921	6	185,878	5.881	3
神奈川県 秦野市	629	3.902	5	360	2.233	17	161,193	6.135	4
鳥取県 米子市	669	4.525	12	292	1.975	8	147,857	6.500	5
神奈川県 鎌倉市	655	3.713	2	506	2.868	31	176,408	6.581	6
岐阜県 可児市	525	5.131	17	168	1.642	2	102,327	6.773	7
神奈川県 伊勢原市	447	4.451	11	240	2.390	19	100,427	6.841	8
岐阜県 多治見市	574	5.204	20	195	1.768	3	110,308	6.972	9
沖縄県 浦添市	441	3.823	4	366	3.173	33	115,340	6.996	10
三重県 桑名市	729	5.133	18	267	1.880	5	142,019	7.013	11
大阪府 箕面市	689	4.979	14	307	2.219	16	138,377	7.198	12
茨城県 取手市	578	5.397	22	216	2.017	10	107,097	7.414	13
千葉県 佐倉市	979	5.593	24	351	2.005	9	175,045	7.598	14
東京都 青梅市	680	5.112	16	335	2.518	23	133,032	7.630	15
千葉県 流山市	1,039	5.315	21	473	2.420	22	195,476	7.735	16
千葉県 我孫子市	744	5.629	25	280	2.118	14	132,183	7.747	17
愛知県 瀬戸市	509	3.930	6	517	3.991	49	129,527	7.921	18
大阪府 羽曳野市	573	5.160	19	312	2.810	30	111,042	7.970	19
神奈川県 小田原市	957	5.022	15	594	3.117	32	190,580	8.139	20
埼玉県 鴻巣市	700	5.912	31	280	2.365	18	118,395	8.277	21
千葉県 鎌ヶ谷市	716	6.512	38	205	1.864	4	109,954	8.376	22
大阪府 池田市	588	5.675	28	283	2.731	28	103,613	8.406	23
茨城県 ひたちなか市	905	5.704	29	436	2.748	29	158,660	8.452	24
神奈川県 海老名市	819	6.092	34	348	2.588	26	134,442	8.680	25
茨城県 古河市	972	6.798	39	300	2.098	12	142,992	8.896	26
三重県 鈴鹿市	1,398	6.994	45	417	2.086	11	199,884	9.080	27
愛知県 豊川市	923	4.941	13	790	4.229	52	186,802	9.170	28
千葉県 八千代市	1,381	6.912	41	483	2.418	21	199,786	9.330	29
埼玉県 久喜市	917	5.991	33	525	3.430	35	153,066	9.421	30
愛知県 西尾市	952	5.524	23	675	3.916	46	172,350	9.440	31
愛知県 稲沢市	801	5.859	30	492	3.599	41	136,702	9.458	32
千葉県 野田市	1,074	6.957	44	398	2.578	25	154,373	9.535	33
埼玉県 富士見市	832	7.454	50	235	2.105	13	111,620	9.559	34
埼玉県 狭山市	1,084	7.192	47	363	2.408	20	150,719	9.600	35
静岡県 三島市	451	4.121	8	601	5.491	59	109,445	9.612	36
奈良県 橿原市	858	7.048	46	315	2.588	26	121,736	9.636	37
大阪府 富田林市	630	5.674	27	444	3.999	50	111,033	9.673	38
岐阜県 各務原市	1,140	7.721	52	321	2.174	15	147,651	9.895	39
埼玉県 坂戸市	655	6.483	37	347	3.435	36	101,026	9.918	40
埼玉県 入間市	1,109	7.507	51	375	2.538	24	147,727	10.045	41
兵庫県 川西市	965	6.130	35	624	3.964	48	157,432	10.094	42

自治体名	刑法犯 認知 件数	千人あた りの件数	犯罪 順位	交通事 故発生 件数	千人あた りの件数	交通 事故 順位	人口	総合 件数	総合 順位
福岡県 大牟田市	672	5.916	32	497	4.376	55	113,587	10.292	43
埼玉県 深谷市	992	6.926	43	529	3.694	42	143,219	10.620	44
愛知県 刈谷市	976	6.393	36	651	4.264	53	152,665	10.657	45
大阪府 和泉市	1,375	7.389	49	648	3.482	38	186,079	10.871	46
静岡県 焼津市	604	4.332	9	916	6.569	61	139,435	10.901	47
滋賀県 草津市	934	6.922	42	541	4.010	51	134,926	10.932	48
福岡県 筑紫野市	717	6.892	40	474	4.556	56	104,038	11.448	49
福岡県 大野城市	573	5.665	26	588	5.813	60	101,156	11.478	50
埼玉県 熊谷市	1,585	8.053	55	730	3.709	43	196,829	11.762	51
静岡県 磐田市	750	4.416	10	1,282	7.549	62	169,818	11.965	52
愛知県 小牧市	1,182	7.724	53	659	4.306	54	153,026	12.030	53
愛知県 安城市	1,596	8.390	56	720	3.785	45	190,228	12.175	54
埼玉県 三郷市	1,313	9.212	57	454	3.185	34	142,529	12.397	55
沖縄県 沖縄市	1,114	7.810	54	741	5.195	58	142,634	13.005	56
大阪府 岸和田市	1,826	9.405	58	765	3.940	47	194,162	13.345	57
茨城県 土浦市	1,470	10.350	59	491	3.457	37	142,030	13.807	58
愛知県 東海市	1,259	10.942	61	403	3.503	39	115,058	14.445	59
愛知県 半田市	1,384	11.526	62	432	3.598	40	120,078	15.124	60
静岡県 沼津市	1,421	7.292	48	1,549	7.949	63	194,869	15.241	61
愛知県 江南市	1,179	11.718	63	380	3.777	44	100,615	15.495	62
大阪府 泉佐野市	1,044	10.396	60	513	5.109	57	100,420	15.505	63

※人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和2年1月1日現在)」を参照

○令和3年度 調査結果(令和2年データ)

自治体名	刑法犯 認知 件数	千人あた りの件数	犯罪 順位	交通事 故発生 件数	千人あた りの件数	交通 事故 順位	人口	総合 件数	総合 順位
奈良県 生駒市	304	2.556	1	154	1.295	1	118,916	3.851	1
京都府 宇治市	551	2.978	3	283	1.530	6	184,995	4.508	2
沖縄県 うるま市	402	3.207	7	165	1.316	2	125,338	4.523	3
神奈川県 秦野市	459	2.861	2	278	1.733	12	160,415	4.594	4
神奈川県 鎌倉市	540	3.050	4	398	2.248	22	177,053	5.298	5
鳥取県 米子市	587	3.979	12	242	1.640	8	147,536	5.619	6
岐阜県 可児市	453	4.461	17	153	1.507	5	101,557	5.968	7
大阪府 箕面市	572	4.118	13	277	1.994	16	138,890	6.112	8
岐阜県 多治見市	530	4.842	29	152	1.389	3	109,453	6.231	9
千葉県 佐倉市	812	4.677	26	273	1.572	7	173,619	6.249	10
千葉県 我孫子市	590	4.482	18	242	1.838	14	131,644	6.320	11
三重県 桑名市	652	4.615	25	244	1.727	11	141,291	6.342	12
神奈川県 伊勢原市	373	3.722	8	263	2.624	31	100,213	6.346	13
埼玉県 鴻巣市	588	4.983	32	203	1.720	10	117,995	6.703	14
大阪府 池田市	450	4.339	15	247	2.382	28	103,712	6.721	15
茨城県 取手市	533	4.970	30	193	1.800	13	107,236	6.770	16
茨城県 ひたちなか市	726	4.595	22	349	2.209	20	158,015	6.804	17
東京都 青梅市	594	4.495	20	309	2.338	26	132,145	6.833	18
茨城県 古河市	708	4.977	31	271	1.905	15	142,260	6.882	19
神奈川県 小田原市	749	3.954	11	563	2.972	38	189,425	6.926	20
愛知県 瀬戸市	500	3.871	9	405	3.136	44	129,166	7.007	21
神奈川県 海老名市	655	4.811	27	307	2.255	23	136,134	7.066	22
大阪府 羽曳野市	507	4.605	24	285	2.588	30	110,106	7.193	23
沖縄県 浦添市	520	4.500	21	313	2.709	34	115,548	7.209	24
沖縄県 沖縄市	728	5.092	35	308	2.154	18	142,973	7.246	25
愛知県 豊川市	773	4.138	14	584	3.127	43	186,783	7.265	26
埼玉県 富士見市	641	5.712	44	190	1.693	9	112,211	7.405	27
静岡県 三島市	345	3.164	5	478	4.383	58	109,051	7.547	28
愛知県 西尾市	770	4.492	19	530	3.092	41	171,423	7.584	29
千葉県 鎌ヶ谷市	592	5.385	37	249	2.265	24	109,943	7.650	30
福岡県 大野城市	443	3.910	10	424	3.742	55	113,313	7.652	31
愛知県 稲沢市	659	4.837	28	393	2.885	37	136,237	7.722	32
埼玉県 坂戸市	554	5.506	41	237	2.356	27	100,612	7.862	33
三重県 鈴鹿市	1,297	6.515	51	287	1.442	4	199,091	7.957	34
埼玉県 狭山市	833	5.560	42	363	2.423	29	149,826	7.983	35
兵庫県 川西市	718	4.597	23	535	3.425	53	156,204	8.022	36
千葉県 野田市	941	6.105	48	327	2.121	17	154,140	8.226	37
大阪府 富田林市	553	5.028	33	360	3.273	48	109,994	8.301	38
埼玉県 久喜市	913	5.987	47	353	2.315	25	152,506	8.302	39
滋賀県 草津市	716	5.271	36	427	3.143	45	135,850	8.414	40
福岡県 大牟田市	603	5.386	38	355	3.171	46	111,967	8.557	41
岐阜県 各務原市	959	6.526	52	318	2.164	19	146,961	8.690	42

自治体名	刑法犯 認知 件数	千人あた りの件数	犯罪 順位	交通事 故発生 件数	千人あた りの件数	交通 事故 順位	人口	総合 件数	総合 順位
岐阜県 各務原市	959	6.526	52	318	2.164	19	146,961	8.690	42
静岡県 焼津市	442	3.182	6	769	5.536	59	138,921	8.718	43
愛知県 刈谷市	775	5.079	34	556	3.644	54	152,598	8.723	44
大阪府 和泉市	1,016	5.487	40	619	3.343	51	185,181	8.830	45
埼玉県 入間市	976	6.632	53	329	2.236	21	147,162	8.868	46
埼玉県 深谷市	820	5.742	45	457	3.200	47	142,803	8.942	47
埼玉県 熊谷市	1,194	6.110	49	557	2.850	36	195,410	8.960	48
愛知県 小牧市	864	5.675	43	508	3.337	50	152,249	9.012	49
奈良県 橿原市	785	6.464	50	321	2.643	32	121,444	9.107	50
福岡県 筑紫野市	564	5.391	39	437	4.177	56	104,616	9.568	51
愛知県 安城市	1,335	7.021	56	522	2.745	35	190,143	9.766	52
茨城県 土浦市	985	6.967	55	425	3.006	39	141,371	9.973	53
埼玉県 三郷市	1,078	7.542	58	379	2.652	33	142,926	10.194	54
大阪府 岸和田市	1,445	7.497	57	634	3.289	49	192,736	10.786	55
静岡県 磐田市	744	4.395	16	1,114	6.581	60	169,274	10.976	56
愛知県 江南市	798	7.961	59	312	3.113	42	100,239	11.074	57
愛知県 東海市	939	8.189	60	351	3.061	40	114,672	11.250	58
大阪府 泉佐野市	693	6.954	54	433	4.345	57	99,661	11.299	59
愛知県 半田市	1,101	9.220	61	403	3.375	52	119,418	12.595	60
静岡県 沼津市	1,152	5.957	46	1,291	6.676	61	193,375	12.633	61
千葉県 流山市 ※※	985	4.917		343	1.712		200,309	6.629	
千葉県 八千代市 ※※	1,019	5.040		308	1.523		202,176	6.563	

※人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和3年1月1日現在)」参照

※※参考値 人口200,000人以上により

我孫子市生活安全条例

平成17年12月28日

条例第38号

市民が安全に、安心して暮らせる社会を実現するためには、市民一人ひとりが防犯や交通安全に関する意識を持ち、自立と助け合いの精神のもと、市、市民、自治会等、事業者、関係機関及び教育機関等が適切に役割を分担し、相互に協力しながらまちづくりを進める必要があります。

安全に、そして安心して暮らせる地域社会は、私たち市民すべての願いであることから、ここに「日本一安全で安心なまち」の実現をめざすことを宣言するとともに、我孫子市生活安全条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、犯罪や交通事故のないまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）のための基本理念並びに市、市民、自治会等、事業者、関係機関及び教育機関等の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりに関する取組を総合的に推進するための必要事項を定め、もって市民が安全に、安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住、在勤、在学又は滞在する者及び市内に土地又は建物を所有、占有又は管理する者をいう。
- (2) 自治会等 自治会、町内会その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う全ての者をいう。
- (4) 関係機関 市の区域を管轄する警察署、市内の公共施設を管理する行政機関、我孫子市防犯協議会、我孫子市交通安全協会その他防犯又は交通安全活動を行う公共的団体をいう。
- (5) 教育機関等 小学校、中学校、高等学校、幼稚園及び保育園をいう。

(基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、自立と助け合いの精神に基づいて行わなければならない。

- 2 安全で安心なまちづくりは、基本的人権を尊重して行わなければならない。
- 3 安全で安心なまちづくりは、市、市民、自治会等、事業者、関係機関及び教育機関等の適切な役割分担の下に連携して行うものとする。
- 4 安全で安心なまちづくりは、高齢者、障害者及び子どもに配慮して行わなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 安全で安心なまちづくりのための計画の策定及びこれに基づく施策の実施
- (2) 市民、自治会等、事業者、関係機関及び教育機関等が行う自主的な活動への支援
- (3) 防犯及び交通安全に配慮した環境の整備

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、防犯及び交通安全に関する意識を高め、自らができる安全対策を講じ、地域の安全を確保するため近隣住民と協力して安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

(自治会等の役割)

第6条 自治会等は、基本理念に基づき、地域の防犯力及び交通安全意識を高めるため、自主的な活動の推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、市、市民、自治会等、関係機関及び教育機関等と連携し、防犯及び交通安全に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念に基づき、地域の防犯力及び交通安全意識を高めるため、地域社会の一員として、市民及び自治会等の自主的な活動に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第8条 関係機関は、基本理念に基づき、市、市民、自治会等、事業者及び教育機関等が行う安全で安心なまちづくりのための取組が効果的に行われるよう協力するものとする。

(教育機関等の役割)

第9条 教育機関等は、基本理念に基づき、市、市民、自治会等、事業者及び関係機関と連携し、防犯及び交通安全に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 教育機関等は、基本理念に基づき、地域の防犯力及び交通安全意識を高めるため、地域社会の一員として、市民及び自治会等の自主的な活動に協力するよう努めるものとする。

(建物等の適正な管理)

第10条 建物又は土地（以下「建物等」という。）を所有、占有又は管理する者は、防犯及び交通安全に配慮し、建物等の適正な管理に努めなければならない。

(違反広告物の除去)

第11条 市長は、犯罪の起きにくい良好な風俗環境及びまちの美観を維持するため、路上にある違反広告物の積極的な除去に努めるものとする。

- 2 市長は、前項の除去作業を違反広告物除去サポーター（違反広告物の除去を行うために市に登録された者をいう。）又は違反広告物除去サポート団体（違

反広告物の除去を行うために市に登録された団体をいう。)に委任し、行わせることができるものとする。

3 違反広告物除去サポーター及び違反広告物除去サポート団体の任務、活動その他必要な事項は、規則で定める。

(安全安心モデル地区の指定)

第12条 市長は、この条例の目的を達成するために、安全安心モデル地区(以下「モデル地区」という。)を指定することができる。

2 市長は、モデル地区を指定しようとするときは、次に掲げる機関と協議するものとする。

- (1) 我孫子市防犯協議会
- (2) 我孫子市交通安全協会
- (3) 市の区域を管轄する警察署
- (4) その他市長が必要と認めるもの

3 市長は、モデル地区を指定したときは、当該モデル地区において行う安全で安心なまちづくりの取組に対し積極的に支援するものとする。

(推進組織)

第13条 市長は、犯罪のないまちの実現のため、防犯対策の推進母体として我孫子市防犯協議会の充実に努めるものとする。

2 市長は、交通事故のない安全な交通環境を実現するため、我孫子市交通安全推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

3 推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(交通指導員)

第14条 市長は、本市における道路交通の安全を保持するため、我孫子市交通指導員(以下「交通指導員」という。)を置くことができる。

2 交通指導員の定数、任命、任務その他必要事項は、規則で定める。

(安全安心アドバイザー)

第15条 市長は、地域において市民、自治会等、事業者及び教育機関等が自主的に行う安全で安心なまちづくりの推進に関する活動を支援するため、安全安心アドバイザーを置くことができる。

2 安全安心アドバイザーは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(我孫子市交通安全対策協議会条例及び我孫子市交通指導員設置条例の廃止)

2 我孫子市交通安全対策協議会条例(昭和37年条例第20号)及び我孫子市交通指導員設置条例(昭和48年条例第6号)は、廃止する。

附 則(令和元年9月30日条例第9号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。(後略)

<資料5>

我孫子市安全安心アドバイザーに関する規則

平成18年3月31日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、我孫子市生活安全条例（平成17年条例第38号）第15条第1項の規定に基づき設置する安全安心アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）に関し、必要な事項を定める。

(職務)

第2条 アドバイザーは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市民、自治会等、事業者、関係機関、教育機関等と連携した防犯及び交通安全に関する活動の推進に関すること。
- (2) 地域の防犯及び交通安全に関する活動を行うパトロール隊の設立支援並びにパトロール隊の活動への協力、助言及び指導に関すること。
- (3) 地域の防犯及び交通安全に関する活動の中心的役割を担うリーダーの育成に関すること。
- (4) 防犯及び交通安全に関する情報の提供及び啓発活動に関すること。
- (5) 防犯計画及び交通安全計画に基づく事業の推進に関する業務並びに関係部署との連絡調整に関すること。
- (6) その他防犯及び交通安全に関し必要なこと。

(任用)

第3条 アドバイザーは、防犯及び交通安全に関し、必要な知識及び経験を有する者のうちから市長が任用する。

(身分等)

第4条 アドバイザーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほかアドバイザーに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月21日規則第10号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

我孫子市違反広告物の除去に関する規則

平成18年3月31日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、我孫子市生活安全条例（平成17年条例第38号）第11条第3項の規定により違反広告物除去サポーター（以下「除去サポーター」という。）及び違反広告物除去サポート団体（以下「除去サポート団体」という。）の任務、活動その他必要な事項を定める。

(違反広告物)

第2条 この規則において「違反広告物」とは、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の除却の対象となる千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号）第3条から第6条までの規定に違反して表示又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件をいう。

(除去サポーター等の任務)

第3条 除去サポーター及び除去サポート団体（以下「除去サポーター等」という。）は、市長の委任に基づき屋外広告物法第7条第4項の規定により違反広告物の除去を行うことを任務とする。

(除去サポーター等の登録)

第4条 市長は、市内に在住又は通勤・通学する満20歳以上の者で違反広告物の除去を行うことが適当であると認めたものを、除去サポーターとして登録する。

2 市長は、次に掲げる要件を満たす団体で違反広告物の除去を行うことが適当であると認めたものを、除去サポート団体として登録する。

- (1) 活動の本拠が本市にあること。
- (2) 構成員の数が2人以上であること。
- (3) 市内に在住又は通勤・通学する満20歳以上の者で構成されること。

3 前2項の規定による登録を受けようとする個人又は団体は、市長の指定する日までに、違反広告物除去サポーター等登録（新規・更新）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 違反広告物除去サポート団体構成員名簿（様式第2号）（団体に限る。）
- (2) 除去活動計画書（様式第3号）
- (3) 第9条第2項に規定する除去物の一時保管場所を示す図面
- (4) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、除去サポーター等を登録したときは、違反広告物除去サポーター登録証又は違反広告物除去サポート団体登録証（様式第4号。第14条において「登録証」という。）を当該個人又は団体に交付する。

(登録期間等)

第5条 除去サポーター等の登録期間は、2年間とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを更新することができる。

2 除去サポーター等は、登録期間の更新を受けようとするときは、当該期間の満了の日までに申請書を市長に提出するものとする。

(申請内容の変更)

第6条 除去サポーター等が申請書の内容を変更しようとするときは、違反広告物除去サポーター等変更届出書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(講習の受講等)

第7条 除去活動に従事する除去サポーター及び除去サポート団体の構成員は、市が開催する違反広告物除去に関する講習を受講しなければならない。ただし、市長がこれと同等以上の知識を有すると認める者については、講習の受講を免除することができる。

2 市長は、前項の講習を受講した者又は市長がこれと同等以上の知識を有すると認めた者に対し、違反広告物除去員証(様式第6号)及び腕章を交付する。

(除去活動の実施)

第8条 除去サポーター等が行う違反広告物の除去活動は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 第4条第3項第2号の除去活動計画書に示されたものであること。
- (2) 除去サポーターにあつては2人以上共同して、除去サポート団体にあつては構成員2人以上で行うこと。
- (3) 違反広告物除去員証を携帯し、腕章を着用すること。
- (4) 関係法令及びこの規則に従うとともに、市長の指示に従うこと。

2 前項第1号の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、事前に市長に連絡した日時及び場所において、除去活動を行うことができる。

3 除去サポーター及び除去サポート団体の構成員は、除去活動によって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(除去した広告物の引継ぎ)

第9条 除去サポーター等は、除去した違反広告物を市に引き継がなければならない。

2 除去サポーター等は、必要がある場合は、前項の規定による引継ぎまでの間、除去した違反広告物を一時保管することができる。

3 除去サポーター等は、前項の規定による一時保管をする場合は、違反広告物保管簿(様式第7号)を作成し、保管しなければならない。

(報告書の提出)

第10条 除去活動を実施した除去サポーター及び除去サポート団体の代表者は、違反広告物除去活動報告書(様式第8号)に前条の違反広告物保管簿を添付して、市長に提出するものとする。

(報酬等)

第 11 条 除去サポーター等の活動は、無報酬とする。ただし、市長は、予算の範囲内において、除去サポーター等に対し、必要な用具を提供するものとする。

2 除去サポーター等の活動中の事故等については、我孫子市市民公益活動補償制度実施要綱（平成 15 年告示第 111 号）に定めるところにより対応する。

(活動の辞退)

第 12 条 除去サポーター等が活動を辞退するときは、違反広告物除去サポーター等活動辞退届出書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第 13 条 市長は、除去サポーター等が次の各号のいずれかに該当するときは、第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定による登録を取り消すことができる。

(1) 除去サポート団体の構成員が 2 人未満となったとき。

(2) 除去サポーター等としてふさわしくないと認められる行為を行ったときその他除去サポーター等として適当でなくなったと市長が認めたとき。

(登録証等の返却)

第 14 条 除去サポーター等は、前 2 条の規定により活動を辞退し、又は登録を取り消されたときは、登録証、違反広告物除去員証及び腕章を返却しなければならない。

(補則)

第 15 条 この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 5 月 28 日規則第 39 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 1 日規則第 11 号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第 7 条第 2 項の規定により交付されている身分証明書は、改正後の第 7 条第 2 項の規定により交付された違反広告物除去員証とみなす。

附 則（平成 26 年 1 月 28 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 17 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 14 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。